

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例改正（素案）

## 1. 条例改正の背景

税・保険・福祉などの事務においては、マイナンバーを利用することで、国、県、市町村など、複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができます。また、情報の連携を行うことで、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の申請に必要な所得の証明書などの添付書類が不要となり、市民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。

マイナンバーを利用できる事務や機関をまたいで連携できる情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」で詳細に規定されており、規定外の利用や情報連携は原則として認められていません。しかし、地方自治体が定める条例において規定した場合には、独自利用が認められています（番号法第9条第2項）。また、国の個人情報保護委員会に届出をして許可をもらうことで、独自利用事務においても、他機関に情報照会することが可能となります。（番号法第19条第9号）。

本条例改正は、「豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」を改正し、市民の利便性を向上させるとともに、行政事務の効率化を図ることとするものです。

## 2. 条例改正の概要

以下の、事務及び特定個人情報について「豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」別表に追記することにより、独自利用事務の範囲を拡大します。

○就学援助に関する事務

○特別支援教育就学奨励費に関する事務

## 3. 今後の予定

令和7年12月定例会に条例改正案を提出するとともに、条例に新たに規定した独自利用事務について、機関をまたいだ情報の連携が可能となるよう、国の個人情報保護委員会へ届出を行います。届出内容が認められれば、令和8年10月以降に他機関との情報連携を行うことが可能となる予定です。